

6. 第7次計画評価 関係資料

◎経営企画委員会答申書

◎評価総括

◎到達目標評価一覧表

◎重点到達目標評価表

◎事業達成率一覧表

◎第8次計画に向けて変更した事業等



令和4年12月9日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 足 羽 憲 治 様

岡山県社会福祉協議会 経営企画委員会

委 員 長	山 本 浩 史
副委員長	福 原 文 徳
委 員	國 米 みどり
委 員	平 木 由 美
委 員	北 野 博 史
委 員	上 原 毅
委 員	浅 野 誠一郎

第7次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画の実施に関する 評価について（答申書）

第7次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、第7次計画という。）の実施に関する評価について、事務局より説明を受け、当委員会として数回にわたり慎重に審議を行った結果、適切に評価がなされていることを確認いたしました。その主な内容は次のとおりです。

記

第7次計画では、これまでの社会福祉の枠組みでは対応しきれない課題や、いわゆる制度の狭間への課題と向き合い、生活困窮者等への総合相談体制の整備、災害時の福祉広域支援ネットワークの構築、市町村・市町村社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会を社協という。）との連携による成年後見制度の推進を行う等、一定の成果をあげたことが確認できた。

さらにこれまで経験をしてこなかった、新型コロナウイルス感染症が社会全体に広がるなかで、新たに出現した生活困窮者等支援においても、迅速、且つ、適切に対応を行ってきた実績も確認できた。

またこの感染症により、様々な事業に影響を及ぼし、その都度、臨機応変な対応が求められたが、それに対しても適切に対応してきたことも確認できた。

以上のように第7次計画に基づいて、各事業を実施し、一定の成果を挙げ、新たな問題に対しても、迅速かつ適切に対応してきたことを評価する。

当委員会として、第8次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、第8次計画という。）策定に向けて取り組むべきと考える事項を第7次計画の経営方針に基づき、当会委員の意見を取りまとめましたので、次のとおり、答申いたします。貴会におかれましては、本答申に基づいて、第8次計画が実施されるよう切望いたします。

【経営方針１ 組織「組織の実行力」】

(１) 法人経営・運営組織の機能強化について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 社会福祉法で求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営における透明性の向上等は、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 県社協の役割の明確化を図り、その存在意義はもとより、その使命や役割についても、県民に広く周知することに努めていただきたい。
- ・ 会員組織の充実では、特に小規模事業者、民生委員児童委員など、加入者のメリットを増強し、さらに賛助会員の確保にも努めていただきたい。

【経営方針２ 活動「地域の福祉力」】

(１) 多様な主体の参画による福祉のまちづくりの基盤整備について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 福祉教育については、全世代を視野に入れた取り組みを行っていただきたい。
- ・ 地域公益活動支援体制づくりの支援において、ネットワークの構築は出来ているようだが、現時点での課題を整理し、引き続き次期計画においても取り組んでいただきたい。
- ・ 人材育成のための研修では、さらなる充実化とともに、対面及びオンライン等の方法により、参加しやすい環境を考えた研修計画を立案していただきたい。
- ・ 引き続き、県内の災害支援体制を構築するとともに、予防（防災）支援についても取り組んでいただきたい。
- ・ 災害支援においては、自然災害だけではなく、大規模事故や感染症による生活被害についても災害と捉え、取り組むことを検討していただきたい。
- ・ 感染症のパンデミックも災害として捉える視点を持って、災害対策整備に取り組んでいただきたい。
- ・ 現在、コロナ禍社会の中にあるが、再び新たな感染症が発生したとしても、これに対応できるよう、新型コロナウイルス収束後には、これによる福祉課題の検証を行い、将来に備えた基盤整備を考究していただきたい。

(２) 地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 権利擁護体制については、民法改正も視野に入れ、必要に応じて中間評価等で再検討をしながら、引き続き、充実を図っていただきたい。
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について、円滑に進めていくための方法を考究していただきたい。
- ・ 生活困窮や社会的孤立が社会的な課題とされ、深刻さを増している。このことから、引き続き、市町村社協をはじめとする関係機関・団体と連携し、その支援体制を構築されることに期待したい。またその予防的取組

みについても、検討していただきたい。

(3) 社会福祉法人等における福祉サービスの質の向上について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 法人支援において、働き方改革に向けた労務管理、あるいは、外国人労働者の労務管理等の手法等について、社会福祉法人等をサポートができるような方法について検討いただきたい。
- ・ 人材確保・定着においては、働きやすい環境が求められるが、現在、実施しているすまいる事業宣言事業所を増やすとともに、県民及び県内外の福祉就労希望者に対し、この取り組みの内容周知を進めていただきたい。
- ・ 昨今、福祉従事者による犯罪や利用者への虐待案件も後をたたない。引き続き、福祉従事者への倫理教育等に取り組んでいただきたい。

【経営方針3 人事・労務「人材の創造力」】

(1) 人事・労務管理体制の充実強化について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 職員の資質向上と労働環境の充実、法令に基づく安全衛生管理は当然のことながら、特に職員のメンタルヘルスにも積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ 職員の質的、専門性の向上を図るため、その研修の充実や自己研鑽への支援を行っていただきたい。

【経営方針4 財務「経営の自立力」】

(1) 財政基盤及び管理体制の整備について、次の点に取り組まれることを望む。

- ・ 引き続き財務自律に向けて取り組んでいただきたい。
- ・ 重要な福祉事業が補助金あるいは事業費に束縛されないよう、また独自の福祉事業が展開できるように、自主財源確保の方法について、考究していただきたい。

【その他の事項：事業評価について】

- ・ 活動計画策定方法について、職員のボトムアップの体制をさらに充実させるとともに、ボトムアップからの立案に対し、管理者部門組織の意思をどのように融合化させていくのか、活動計画策定期限にこれを行うのではなく、その手法については、余裕をもって検討、考究していただきたい。
- ・ 第8次計画が策定された後、その内容を職員全体が共有し、縦割りではなく、横断的に各目標に向けた事業が展開されていることを確認し、関連性や継続性を視野に入れながら連携した事業遂行に取り組んでいただきたい。

評価総括【最終評価】

全体総括

本会では、平成30年度より第7次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、「第7次経営・活動計画」という。）に掲げた理念や経営方針に基づき、社協としての存在意義の明確化、県民や福祉関係者等多くの方々からの支援が得られる組織づくりを目指して役職員一丸となって各種事業に取り組んできた。

特に、貧困、虐待、孤立、8050問題をはじめ、福祉人材の不足や自然災害への備え等、福祉課題が複雑化・多様化、深刻化するなか、多機関協働による制度の狭間の課題解決に向けた地域福祉推進体制づくりや、人材の確保・育成・定着等、5つの重点到達目標を掲げ、事業展開を図ってきた。

また、平成30年7月豪雨災害、令和元年新見市集中豪雨災害においては、県内市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉・保健・医療関係機関はもとより幅広い分野の関係機関・団体と連携し被災者支援に取り組んだ。さらに、新型コロナウイルスについては、令和2年以降感染が拡大する中、事業中止・縮小等も余儀なくされたものの、実施方法の工夫・改善を図り事業の推進を図るとともに、市町村社会福祉協議会や関係機関の協力も得ながら生活困窮した方々への生活福祉資金の特例貸付など、会をあげて対応することができた。

3年目となる令和2年度には、過去2年間の実績や社会情勢の変化等を勘案しながら中間評価を行い、重点到達目標についての客観性を高め改善につなげていくために多角的な視点による評価基準を導入した。その新評価基準での評価結果をもとに4年目以降の修正計画を策定し、積極的に取り組んだところであり、目標に掲げた各種事業の推進や災害対応等、職員間・部門間の連携・協働を図り、総合力をもって課題解決に取り組むことができた。

こうしたなか、最終評価にあたっては、県社協を取り巻く環境が激変する中で、事業の進捗状況や現状分析を行い、4つの経営方針の諸事業について、概ね順調に事業推進が図られ、一定の成果をあげることができた。

今後、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の施策化が進められるなか、地域のつながりを再構築するとともに地域の多様な生活課題を受けとめ、包括的かつ重層的な支援が地域を基盤に構築できるよう、本会の機能や強みを最大限活かしながら、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、行政、関係団体等と連携・協働し、本会の使命達成に向けた事業活動の一層の推進を図っていきたいと考えている。



経営方針ごとの総括

経営方針1 ● 組織「組織の実行力」

法人経営・運営組織の機能強化 **総括**

5年間の成果

(1) 法人経営の機能強化

平成30年12月策定の内部管理体制の基本方針に基づき、組織運営におけるガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等に取り組んだ。

また、コロナ対策での感染予防を目的に役員会等でテレビ会議を導入したことで、三密回避だけでなく出席率の向上につながり、執行機関としての機能が高まった。

(2) 管理体制の充実強化

第7次経営・活動計画の事業企画は毎年PDCAサイクルによる効果測定を実施し、中間評価において事業の見直しや合理化を実施した。

また、県社協の存在意義を県民に広く周知するため、新聞やメディアに取り上げられた件数や取材を通じた記事・報道は毎年目標を達成し、新たな広報媒体としてInstagram（SNS）による情報発信も開始した。

次期計画に向けた課題と方向性

平成30年7月豪雨災害など大規模自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の拡大など当初予想しなかった課題に的確に対応するため、事務局企画調整会議や課題別の検討班の有機的な局内連携により、職員が一致団結し難局に立ち向かった。

その結果、災害やコロナ禍の対応は、多くの新聞等メディアに取り上げられ、取材を通じた記事・報道も多くなっている。さらに新たな広報手段にも積極的に取り組んだことで、県民に対して県社協の役割や存在意義を広めることにもつながっている。

また、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理により、単年度事業の評価や中間評価後の修正計画の策定を着実に実施している。5つの重点到達目標については、より客観性を高めるため、実行性や協働性、内部連携性、波及性、合目的性の5項目による多角的な視点による評価を実施し、レーダーチャートで見える化している。

一方、会員加入率は目標を達しているものの、コロナ禍により会員メリットでもある福祉従事者向けの研修の中止や未加入法人への会員勧奨が難しい状況があり、会員組織の充実に向け、会員メリットの見直し検討が求められる。



経営方針2 ● 活動「地域の福祉力」

(1) 多様な主体の参画による福祉のまちづくりの基盤整備 **総括**

5年間の成果

(1) 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備、ボランティア・NPO活動の推進

地域福祉を推進する市町村社協にとって、住民主体による地域づくりや地域支援、参加支援の推進は最も根幹となる事業・取組となることから、フォーラムの開催による先進事例の共有や多機関協働による福祉学習プログラムの検討、地域福祉実践研修等を通じたコミュニティソーシャルワークを理解した人材の育成など、県域組織である本会として市町村社協に寄り添いながら支援を継続することができた。

(2) 市町村社協と社会福祉法人等連携による地域公益的な活動の推進体制の構築

制度の狭間の課題や社会福祉法の改正等の社会情勢の変化に対応するため、地域公益活動推進センターを本会内に設置し、県内23市町村域において、市町村社協と社会福祉法人等の連携体制（ネットワーク組織）を構築し、地域共生社会の実現に向けた組織体制を整備することができた。

(3) 平成30年7月豪雨災害やコロナ禍における災害支援の実施

第7次経営・活動計画期間において、平成30年7月豪雨災害などの自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大が頻発するなかで、本会では、市町村社協に設置された災害ボランティアセンターの運営支援、災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成と活動、被災者見守り・相談支援事業による県域支援等に関わることで、総体的な被災者支援のあり方について、知識や経験、学びを得ることができた。

次期計画に向けた課題と方向性

第7次経営・活動計画の最終評価としては、豪雨災害や新型コロナウイルス感染といった予期せぬ事態が発生したが、最終達成状況からも概ね計画した事業は実施することはできた。

次期計画においては、市町村域における市町村社協と社会福祉法人の地域公益活動の推進体制の構築、平成30年7月豪雨災害等において、実際に具体的な災害（被災者）支援の取組での学び、福祉分野にとどまらない他分野との連携を踏まえ、より具体的な成果（効果）を見い出すこと、県域における推進組織として、多様な関係機関・団体等と協働した制度の狭間の課題に取り組んでいくことが求められる。



経営方針2 ● 活動「地域の福祉力」

(2) 地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進 **総括**

5年間の成果

(1) 地域における総合的な権利擁護体制の充実

市町村社協における権利擁護センターや法人後見事業及び中核機関に向けた取組を促進し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的展開の後方支援を行うなかで、市町村圏域における総合的な権利擁護支援体制の構築を図った。

(2) 包括的な相談支援体制の整備

社協・生活支援活動強化方針の実施促進や平成30年7月豪雨災害被災者への被災者見守り相談支援事業等の実施により、災害時も見据えた市町村圏域における多機関協働による包括的な相談支援体制の整備促進を図った。

また、コロナ禍において、約6万件に上る新型コロナ特例貸付へ対応するなかで、生活困窮世帯や被災者世帯の実態把握を行うとともに、各種会議・研修会の実施により、顕在化した地域生活課題や重層的支援体制整備のあり方について、市町村社協をはじめ多様な支援関係機関に向けた理解促進を図った。

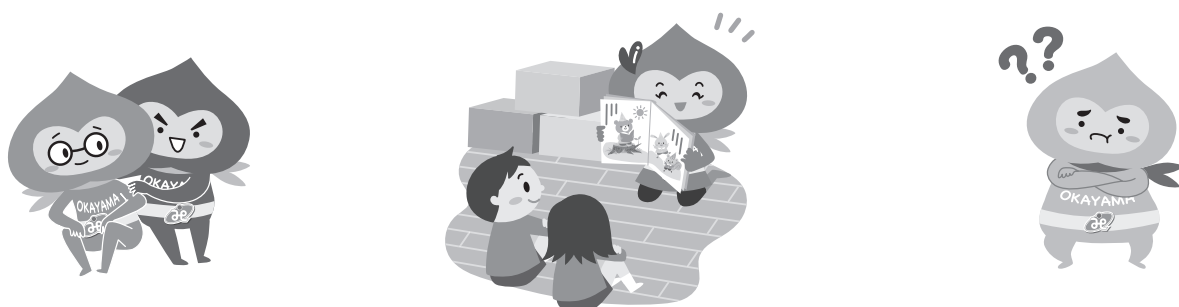
(3) 触法高齢者・障害者の自立生活支援

地域生活定着促進事業の継続実施により、福祉的支援が必要な矯正施設退所者等の地域生活の定着支援に取り組むなかで、令和3年度からは、新たに刑事司法手続の入口段階にある「高齢・障害者被疑者等支援業務」を開始した。

次期計画に向けた課題と方向性

コロナ禍において生活困窮世帯等、多様で複合的な課題が顕在化してきており、市町村圏域での包括的支援体制の整備に向けては、国の重層的支援体制整備事業への取組促進が今後の県域課題となる。本会としては、その中核となる市町村社協の総合相談・生活支援体制の拡充に向けて、局内連携をさらに強化するなかで、各種の後方支援策を検討し、取り組む必要がある。

また、日常生活自立支援事業の実利用者数の急激な増加に伴い、同事業財源の確保が課題となっている。地域における総合的な権利擁護支援体制の充実に向けて、権利擁護支援の入口としての役割を持つ同事業の安定財源確保の対策に取り組むとともに、各市町村での日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な利用移行を進める等、成年後見制度利用の促進と同事業との一体的展開を図る必要がある。



(3) 社会福祉法人等における福祉サービスの質の向上 **総括**

5年間の成果

(1) 社会福祉法人等の経営支援の推進

岡山市町村社協地域福祉推進委員会を設置し、市町村社協の組織基盤の強化に向けて「市町村社協経営基盤強化に向けた提案」を作成し、啓発を図った。

また、地域公益活動やBCP策定等の推進強化とともに、福祉人材の確保・定着に向けて、離職要因の実態把握等、調査研究活動に取り組んだ。

(2) 福利厚生制度の充実

岡山県民間社会福祉従事者共済制度における課題に対して検討を行い、令和5年度からの制度改正が決定し、福利厚生制度の更なる充実を図ることができた。

(3) 働きやすい職場づくりの推進による人材確保・定着支援

働きやすい職場づくりの推進に向け「おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言制度」登録法人・事業所の拡充を図るとともに、登録事業所を活用した就職フェアや各種事業を実施し、福祉人材の確保や定着に取り組んだ。

(4) 福祉職場の魅力発信・啓発事業の推進

介護フェアや小学生から大学生までの幅広い年代を対象とした体験ツアー・インターンシップ等を実施し、福祉職場の魅力発信や将来の担い手確保に努めた。

(5) コロナ禍での人材育成支援の展開

福祉従事者への倫理教育に資するとともに、感染防止策を講じた集合型研修、動画配信やWEB会議システムを活用したオンライン型研修等コロナ禍での研修環境を整備し、各階層に応じた人材育成を支援した。

次期計画に向けた課題と方向性

今後は、社会福祉法人等への経営支援に向けたこれまでの各種推進方策の効果的な実施とともに、具体的な課題解決の実践や事業展開を図る必要がある。

また、市町村社協や施設経営法人等による各市町村域での連携・協働を促進し、地域生活課題の解決に向けた取組の活性化を図る必要がある。

福祉・介護人材の確保に向けては、関係機関・団体との連携のもと、コロナ禍で整備が進んだオンラインと対面の特性を活かした効果的な事業・研修を展開し、多様な人材への啓発・参入促進へのアプローチ、ニーズに基づく研修体制の見直し、働きやすい職場づくりの推進等、人材の確保・育成・定着を一体的に進める必要がある。

また、福祉・介護現場の人材不足は依然、深刻な状況にあり、今期計画の取組を分析するとともに、具体的な成果に結び付く推進方策の検討実施が必要である。

経営方針3 ● 人事・労務「人材の創造力」

人事・労務管理体制の充実強化 **総括**

5年間の成果

(1) 組織性・専門性を有する人材の育成

年度毎に年度研修計画を策定し、各職員と所属長がヒアリングを行いながら、計画的に職員の育成・資質向上に向けて取り組んだ。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、参加可能な研修会等へはオンライン参加を行うとともに、感染予防を講じて職場内研修を実施した。

また、部所横断的な検討組織である「事務局企画調整会議（幹部会議・中堅職員会議）」において、それぞれの機能・役割を果たすとともに、組織課題の解決に向けた部所横断の検討班を設置し、BCP（事業継続計画）策定や市町村社会福祉協議会における職員研修体系を構築した。

(2) 職場環境の整備

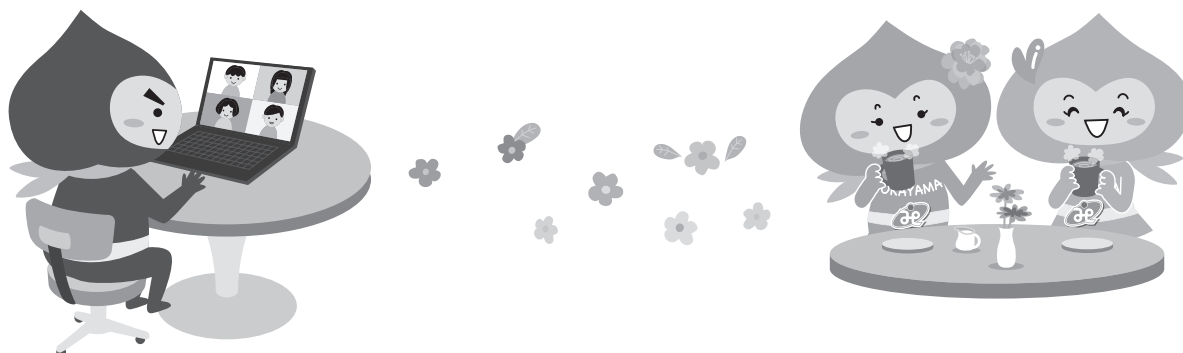
働き方改革関連法への対応や組織基盤の強化等を行うため、計画的な新規職員採用、定年退職後の継続雇用、無期転換ルールへの対応等を行った。併せて、働きがいのある職場環境の実現のため、改正育児・介護休業法や改正パートタイム・有期雇用労働法への対応、年次有給休暇の取得義務の励行、夏期特別休暇の実施、労働時間の把握及びサービス残業の防止、ノー残業デー（毎週水曜日）の実施など、ワークライフバランスに配慮した労働環境の整備に努めた。

また、職員の定期健康診断の実施、産業医による衛生管理など、職員の心身の健康維持・増進等にも努めた。特に、コロナ禍の環境においては、感染拡大状況を踏まえた措置や、会議・研修実施ガイドラインを策定するなど、感染予防対策にも取り組んだ。

次期計画に向けた課題と方向性

職員育成に関しては、福祉専門職としての意識醸成、担当業務における専門知識の習得や組織マネジメント力の向上など、今後も継続的に職員育成を展開していくとともに、部所横断で組織課題の解決に向けた検討を行うことができる環境設定も継続する必要がある。

併せて、労働関係法への対応は勿論のこと、働きやすい職場環境への取組や職員の健康管理、ワークライフバランスに配慮した労働環境の充実についても継続的に取り組まなければならない。



経営方針4 ● 財務「経営の自立力」

財務基盤及び管理体制の整備 **総括**

5年間の成果

(1) 適正な財政基盤の確立

資金管理会議において、的確な資産運用方法の検討を行い、安全かつ有利な金融商品での運用に取り組んだ。特に、地域福祉推進積立金、長寿推進積立金については有効活用を進める一方、目標積立額に達していない災害時救援活動資金積立金については計画的に増強を図った。併せて、平成30年7月豪雨災害の影響により寄付金が一時的に増加したが、補助金や受託金等の公費削減、またコロナ禍により事業収入が減収となるなか、収益事業の増強に努めた。

また、法令等を遵守した適正な財務・税務処理等を行うとともに、平成30年12月開催の理事会で決議した「内部管理体制の基本方針」に基づき、監事、会計監査人並びに内部監査担当者により監査を実施し、要改善事項に関しては見直しを行った。

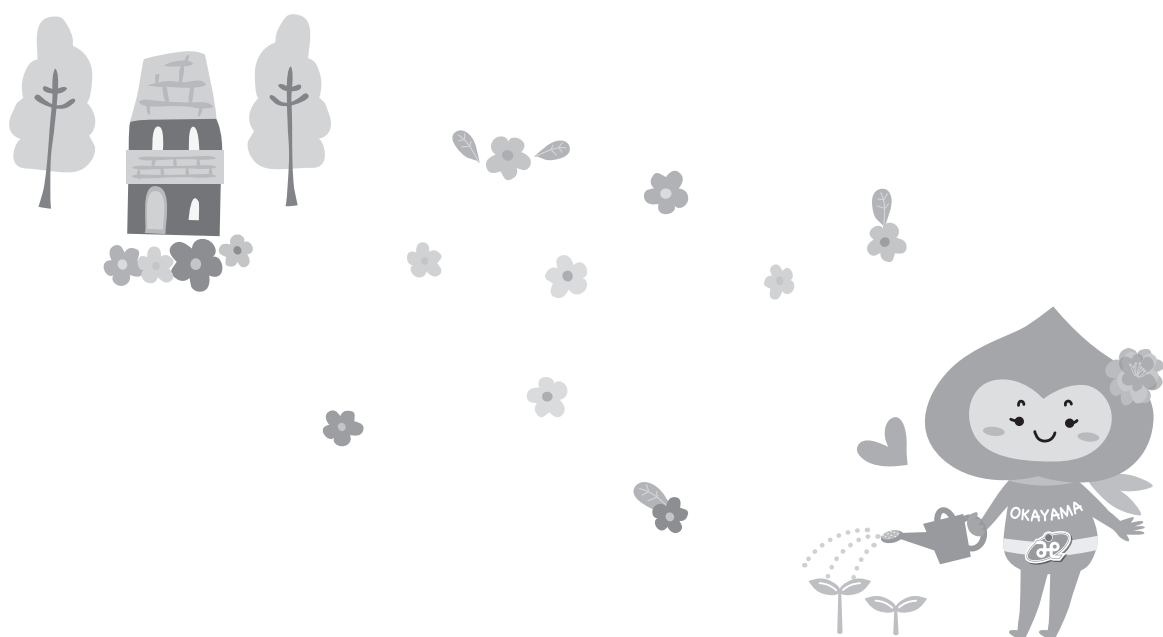
次期計画に向けた課題と方向性

コロナ禍や経済情勢等の影響を受け、公費財源や事業収入が減収となるなか、適正な資産運用方法等の検討をはじめ、自主財源の増強に向けた取組や費用対効果を踏まえた事業展開方法の検討を行うなど、組織経営における財政基盤の確立と限られた財源の有効活用を検討しなければならない。

併せて、法令遵守を徹底し、適正な財務・税務処理等を行っていくとともに、固定資産である積立金の有効活用や計画的な財政の増強に向けた取組検討が必要である。

また、特定社会福祉法人として、「内部管理体制の基本方針」に基づく体制整備の構築やガバナンスの強化などの取組についても、引き続き進めていく必要がある。





到達目標評価一覧表

経営方針1 組織「組織の実行力」

推進目標1. 法人経営・運営組織の機能強化	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 法人経営の機能強化		
〔到達目標〕 法人組織機能の充実	A	
〔到達目標〕 会員組織の充実	A	
推進項目② 管理体制の充実		
〔到達目標〕 組織体制の強化	A	
〔到達目標〕 経営・活動計画の進行管理・策定	A	
〔到達目標〕 広報・情報活動の強化	A	★
〔到達目標〕 事業運営の透明性の確保	A	
〔到達目標〕 災害危機管理体制の充実	A	

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標1. 多様な主体の参画による福祉のまちづくりの基盤整備	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備		
〔到達目標〕 小地域（地区社協等）における生活支援活動の推進	A	
推進項目② ボランティア・市民活動の支援		
〔到達目標〕 ボランティア・NPO 活動支援センター機能の充実に向けた支援	A	
〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	A	
推進項目③ 県域における地域福祉推進体制づくりの支援		
〔到達目標〕 社会福祉法人等による地域公益活動推進体制づくりの支援	S	★
〔到達目標〕 多機関協働により制度の狭間の問題解決ができる人材の育成・支援	B	★
〔到達目標〕 地域における公益的な取組の普及啓発	B	
〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた連携・協働の仕組みづくりの促進支援	A	
推進項目④ 災害福祉支援体制の構築		
〔到達目標〕 災害福祉支援に向けた関係機関・団体との連携・促進	A	
〔到達目標〕 災害派遣福祉チーム（DWAT）員の育成・支援	A	
〔到達目標〕 災害ボランティア活動の支援・体制づくり	A	

推進目標2. 地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 地域における総合的な権利擁護体制の充実		
〔到達目標〕 日常生活自立支援事業の運営体制の充実	A	
〔到達目標〕 日常生活自立支援事業担当者等の資質向上	A	
〔到達目標〕 社協における法人後見事業の推進強化	A	
〔到達目標〕 権利擁護に係る総合相談機能の整備促進	A	
推進項目② 包括的な相談支援体制の整備		
〔到達目標〕 市町村域における生活困窮者自立支援事業等の推進・強化	B	
〔到達目標〕 生活福祉資金貸付事業等を通じた相談・支援機能の充実	A	
〔到達目標〕 多機関協働による総合相談・生活支援体制整備の促進・支援	B	

※最終達成状況は「S／目標達成に向け、予定を上回っている」「A／目標達成に向け、概ね予定通りである」「B／目標達成に向け、予定より下回っている」「C／目標達成に向け、予定を大きく下回っている」の区分で表示しています。

推進項目③ 触法高齢者・障害者の自立生活支援		
〔到達目標〕 関係機関との連携による対象者の自立生活支援	A	
〔到達目標〕 触法高齢者・障害者の理解促進	A	

推進目標3. 社会福祉法人等における福祉サービスの質の向上	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 社会福祉法人等の経営支援の推進		
〔到達目標〕 社会福祉法人等の経営支援の推進	A	
〔到達目標〕 種別団体と連携した政策提言活動の支援	A	
推進項目② 福利厚生制度の充実		
〔到達目標〕 福利厚生制度の充実	S	
推進項目③ 福祉人材の確保の推進		
〔到達目標〕 人材確保の呼び戻しに向けた取組	B	
〔到達目標〕 福祉の仕事の理解促進	A	
〔到達目標〕 福祉人材の確保支援	B	★
推進項目④ 福祉人材の育成・定着支援		
〔到達目標〕 社会福祉法人等におけるキャリアパス構築支援	C	★
〔到達目標〕 福祉現場のニーズに合った人材育成	B	
〔到達目標〕 資格取得に向けた支援	A	
〔到達目標〕 働きやすい職場づくりの支援	A	

経営方針3 人事・労務「人材の創造力」

推進目標1. 人事・労務管理体制の充実強化	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 組織性・専門性を有する人材の育成		
〔到達目標〕 事務局職員の資質向上	A	
推進項目② 職場環境の整備		
〔到達目標〕 雇用環境の充実	A	
〔到達目標〕 安全衛生管理体制の充実	A	

経営方針4 財務「経営の自立力」

推進目標1. 財政基盤及び管理体制の整備	最終達成状況	重点到達目標
推進項目① 適正な財務管理の徹底		
〔到達目標〕 安定的な財政基盤の確立	A	
〔到達目標〕 会計基準省令に沿った適正な処理	A	

第7次 岡山県社協 経営・活動計画 最終評価 到達目標評価一覧表（集計）

S	2
A	31
B	7
C	1
合計	41

※最終達成状況は「S／目標達成に向け、予定を上回っている」「A／目標達成に向け、概ね予定通りである」「B／目標達成に向け、予定より下回っている」「C／目標達成に向け、予定を大きく下回っている」の区分で表示しています。

重点到達目標評価表 ～多角的視点による評価～

重点到達目標については、より客観性を高めるため、タスクゴールやプロセスゴール、リレーションシップゴールを意識した多角的な視点による評価（「多角的評価」）を行う。

評価項目は5項目（実行性・協働性・内部連携性・波及性・合目的性）とし、部署（班）による4段階で評価し、レーダーチャートによる表示を行うなど見える化する。

重点到達目標

- ①「広報・情報活動の強化」
- ②「社会福祉法人等による地域公益活動推進体制づくりの支援」
- ③「多機関協働により制度の狭間の問題解決ができる人材の育成・支援」
- ④「福祉人材の確保支援」
- ⑤「社会福祉法人等におけるキャリアパス構築支援」

多角的評価項目 評価基準【部署（班）評価／4段階】

①実行性／単年度事業達成率（平均）

- ⇒ 計画どおりに事業（活動）を達成できたか？
4. 単年度事業達成率（平均）を十分達成できた（90%以上）
 3. 単年度事業達成率（平均）を概ね達成できた（80%～90%未満）
 2. 単年度事業達成率（平均）をある程度達成できた（70%～80%未満）
 1. 単年度事業達成率（平均）を達成できなかった（70%未満）

②協働性

- ⇒ 県社協としての強み・特性（県域の地域福祉推進組織として、多機関・団体との連携やネットワークを築き活かしながら、課題解決に取り組む等）が発揮できたか？
4. 県社協の強み・特性が十分発揮できた
 3. 県社協の強み・特性が概ね発揮できた
 2. 県社協の強み・特性がある程度発揮できた
 1. 県社協の強み・特性が発揮できなかった

③内部連携性

- ⇒ 組織内部での連携（部署間連携、部署横断チーム組成等）を図り、事業を展開できたか？
4. 組織内部での連携が十分図れた
 3. 組織内部での連携が概ね図れた
 2. 組織内部での連携がある程度図れた
 1. 組織内部での連携が図れなかった

④波及性

- ⇒ 多機関・団体へ事業（活動）のねらいや目的の理解が広がり、波及効果が得られたか（波及した取組が生まれたか）？
4. 波及効果が十分得られた
 3. 波及効果が概ね得られた
 2. 波及効果がある程度得られた
 1. 波及効果が得られなかった

⑤合目的性

- ⇒ 重点到達目標が制度・動向や福祉課題等に合致しているか？
4. 十分合致した目標である
 3. 概ね合致した目標である
 2. ある程度合致した目標である
 1. 合致した目標ではない（目標ではなくなった）

最終達成状況

S	目標達成に向け、予定を上回っている
A	目標達成に向け、概ね予定通りである
B	目標達成に向け、予定より下回っている
C	目標達成に向け、予定を大きく下回っている

重点到達目標① 「広報・情報活動の強化」

	期待される効果	▶様々な機会や各種媒体を活用した広報・情報活動を行うことで、本会はもとより、地域福祉の更なる理解促進につながる				
	目標（評価指標）	▶新聞等メディアに取り上げられた件数 年75件以上（取材を通じた記事・報道件数 年12件以上） ※過去実績平均の2割アップ				
	目標実績	H30 114件 (20件)	R1 119件 (12件)	R2 127件 (12件)	R3 231件 (20件)	R4 165件 (13件)
	事業実績	●事業の周知・募集・広告を含むメディアへの掲載件数 年100件以上（H30：114件／R1：119件／R2：127件／R3：231件／R4：165件） ●上記のうち、メディアの取材等を通じた記事・報道件数 年12件以上（H30：20件／R1：12件／R2：12件／R3：20件／R4：13件） ●HPやFacebook等のWEB媒体での発信（HP閲覧件数 H30：101,577件／R1：58,637件／R2：122,534件／R3：122,779件／R4：133,516件）（県社協レポート件数 H30：48件／R1：40件）（Facebook 投稿件数 H30：72件／R1:61件／R2：42件／R3：68件／R4：34件）（Instagram 投稿件数 R3：57件／R4：49件） ●イメージラグッズの活用 ●県社協70周年記念小史の作成（R3）				
目標進捗率		▶100%				

多角的評価項目	評価(4段階)／評価理由
1 実行性	★★★★／4か年の事業達成率の平均は89%であり、各事業の執行は概ね達成できている。
2 協働性	★★★★／報道関係へのプレスリリースの統一様式を作成し動きかけしやすい仕組みづくりに努めた。各種事業においては取材等を通じてマスコミ担当者との関係性を深めたり、地元アーティストをはじめ様々な関係者と広報活動を展開したが、組織全体としての動きにまではつながらなかった。
3 内部連携性	★★★★／部署横断の広報班において、組織的な広報活動を検討し、マニュアルの改訂や部署・班担当制によるSNS（facebook・Instagram）の投稿を進めた。今後も、広報担当がより一層調整役として機能していきたい。
4 波及性	★★★★／機関紙で取材した関係団体より認知度が高まったとの声もあり、より関係が深まるなどの効果があった。SNSのフォロワー数は着実に増えているが、より一層フォロワー数を増やすための運用方法を検討する。
5 合目的性	★★★★／本会の役割や事業、活動等を周知・広報することは、社協や地域福祉の理解促進にもつながっている。今後は本会の事業を効果的に推進していくうえでの手段の一つとして広報が機能するよう、関係者・団体とのつながりを意識した情報発信力の向上に取り組んでいく。
目標進捗状況と多角的評価を踏まえた総括	目標進捗状況と多角的評価を踏まえ、最終達成状況を「A」とする。 メディアへの掲載件数は、評価指標を達成できた。新型コロナウイルス感染症の影響による事業の延期・中止・開催方法変更等がある中でも、取材を通じた記事・報道は目標数である12件を達成することができた。また、情報発信力を高めるため、Instagramに新たに取り組み、事業だけでなく日頃の出来事について職員目線で発信を行った。今後は、本会の役割や存在意義の周知だけでなく、事業を効果的に推進していく手段の一つとして広報活動に取り組み、成果として、関係者・団体とのつながりを深めるとともに各種事業への参画や、寄付・寄贈等の増加に結び付けていきたい。

重点到達目標②

「社会福祉法人等による地域公益活動推進体制づくりの支援」

	期待される効果	▶市町村域ネットワークが立ち上がることによる、制度では十分に対応できない地域課題への解決活動の促進				
	目標（評価指標）	[修正前] ▶県内15圏域における社会福祉法人連絡会の設立 [修正後] ▶20市町村での参画機会の場の確保				
	目標実績	H30	R1	R2	R3	R4
	事業実績	●連絡会の設立（H30：7圏域8市町村／R1：12圏域13市町村／R2：15圏域16市町村／R3：17圏域18市町村／R4：21圏域22市町村） ●検討準備中（2市）				
目標進捗率		▶110%（22市町村／20市町村）				

多角的評価項目	評価(4段階)／評価理由
1 実行性	★★★★☆／4か年の事業達成率の平均は87%であり、各事業の執行は概ね達成できている。
2 協働性	★★★★☆／各種別協議会や地域公益活動推進センター等と連携し、取組事例等の情報収集・提供や、定期的なアウトリーチ支援を行ったことで、市町村域における地域公益活動推進に向けたプラットフォーム（体制）の構築を概ね進めることができた。
3 内部連携性	★★★☆☆／各種別協議会担当者と適宜、情報共有は行ったが、市町村域でのネットワーク化に向けた具体的な協議までには至らなかった。今後、市町村社協担当班と施設支援担当班間で共通の目標達成に向けて連携を綿密にし、市町村域ネットワークを促進する事業展開を図る必要がある。
4 波及性	★★★★☆／プラットフォームとなる市町村社協を中心に県内状況の啓発を図り市町村域ネットワークの設置が促進され各ネットワークにおいて円滑な関係性が構築されている。社協と社会福祉法人が、ともに制度の狭間の課題に目を向け、社協や参画する福祉施設・事業所の強みを活かした新たな取組が生まれつつあり、今後はより活動の波及性を高めていきたい。
5 合目的性	★★★★★／社会福祉法の規程に基づき社会福祉法人の責務として位置付けられているとともに、「地域における公益的な取組」の実践等を通じ、地域共生社会の実現に向けて主体的な役割を果たしていくことが期待されていることから、十分合致した目標である。
目標進捗状況と多角的評価を踏まえた総括	目標進捗状況と多角的評価を踏まえ、最終達成状況を「S」とする。 毎年着実に設置数は増加しており、R4年度中には目標の達成が見込まれる（R4：23市町村見込）。今後は、コロナ禍で活動が停滞傾向にある市町村域のネットワークの再活性化等、社協と社会福祉法人が連携・協働することで、より地域生活課題に向き合った活動が展開できるよう支援する必要がある。

重点到達目標③
「多機関協働により制度の狭間の問題解決ができる人材の育成・支援」

	期待される効果	▶コミュニティソーシャルワークの視点とコミュニティワークの技術を身につけた人材が増えることによる多様な機関同士の連携創出と、制度の狭間の問題解決に向けた取り組みの広がり				
	目標（評価指標）	▶多機関協働による取組の促進				
	目標実績	H30	R1	R2	R3	R4
	事業実績	10 プログラム	11 プログラム	中止	5 プログラム	研修プログラムの検討
目標進捗率		▶研修参加者のうち、 取組を企画・実施したプログラム数 ●プログラム開発数（H30：参加者28名中10件／R1：参加者20名中11件／R2：中止／R3：参加者11名中5件／R4：中止） ●コミュニティソーシャルワーク研修の開催（H30：2回17名／R1：2回13名／R2：中止／R3：11名／R4：研修プログラム検討） ●地域福祉実践研修の開催（H30：2回31名／R1：3回延96名／R2：3回延122名／R3：3回延78名／R4：3回延64名） ●コミュニティワーカースキルアップ研修の開催（H30：6回11名／R1：6回7名） ●社協職員新任研修の開催（R1：1回44名／R3：1回42名） ●市町村社協職員対象コミュニティソーシャルワーク研修実施に向けた提案（中間報告）（R3）				
多角的評価項目		評価（4段階）／評価理由				
1 実行性		★★★☆☆／R2年度にコロナ禍も受け、1事業の実施ができなかったため、4か年の事業達成率の平均は76%（87%）である。				
2 協働性		★★★☆☆／岡山ささえ愛センターとの共管事業に位置付ける等、分野を超えた研修参画機会を提供することはできた。一方、研修によっては受講者数が伸び悩んでおり、求められる役割や人材像を共有し、職員育成に向けた意識醸成を、関係団体と連携して図っていく必要がある。				
3 内部連携性		★★★★☆／市町村社協職員向けにおいては部署横断による「CSW 研修検討班」を設置し、あり方を検討し、整理した。施設法人への展開に向けては、種別協担当部署とも協議を図りながら、検討を進めていく必要がある。				
4 波及性		★★★☆☆／研修によっては受講者増につながっておらず、参加組織にも偏りが見られることから、本事業におけるねらいや目的の理解は十分に得られていない。				
5 合目的性		★★★★☆／地域共生社会の実現に向けては、それぞれの実践現場を基盤にして多様で重層的なソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、連携・協働し地域生活課題の解決とともに目指していくための人材育成が必要である。				
目標進捗状況と多角的評価を踏まえた総括		目標進捗状況と多角的評価を踏まえ、最終達成状況を「B」とする。 市町村域のプラットフォームの中核を担う市町村社協職員のソーシャルワーク機能強化を重点に、R5年度からの研修体系の確立に向けた検討を進めることができた。しかしながら、施設法人への展開に向けては組織内はもとより関係機関・団体との方向性の共有や動きかけが十分ではなかった。様々な地域生活課題の解決に向けては社協と施設法人等との連携・協働は不可欠であり、各市町村域でのネットワークも進んでいる中で、既存の事業や研修等も積極的に活用し、連携・協働により地域生活課題の解決に取り組む必要性や考え方の理解浸透を図っていくことが必要である。				

重点到達目標④ 「福祉人材の確保支援」

	期待される効果	▶不足する福祉人材の確保につながり、より質の高い福祉サービスの提供が期待される				
	目標（評価指標）	▶福祉の就職総合フェアの参加者 年500名以上（H28年度実績の約4割アップ）				
	目標実績	H30	R1	R2	R3	R4
		399名	379名	89名	371名	313名
事業実績	●福祉の就職総合フェアの開催 H30：参加者399名 （内訳：夏①106名 夏②173名 冬120名） R1：参加者379名 （内訳：夏①127名 夏②126名 冬126名） R2：参加者89名（内訳：夏 オンライン配信（閲覧22,149回）夏すまいる宣言限定8名、冬81名） R3：参加者371名（内訳：春61名 夏149名 秋161名 冬オンライン配信（閲覧42,023回）） R4：参加者313名（内訳：春116名 秋72名 冬125名） ●就職活動に関する学生の意識調査を実施（H30） ●就職フェア特設サイトを開設（R2～） ●福祉人材確保・定着に関する調査を実施（R2）					
	目標進捗率	▶77%（1,551名／2,000名） * オンライン実施時の閲覧数含まず				

多角的評価項目	評価（4段階）／評価理由
1 実行性	★★★★☆／4か年の事業達成率の平均は81％であり、各事業の執行はある程度達成できている。
2 協働性	★★★★☆／本会単体で取り組むのではなく、福祉人材養成機関連絡会議や福祉・介護人材確保対策推進協議会等において、養成機関や採用機関・団体など福祉人材に関わる多様な機関・団体が福祉人材の確保に向け、協議を進め、連携、協働した取組を進めることができた。取組の成果や課題を共有・協議し、不足する福祉人材の確保に向け、包括的・継続的な取り組みが今後も求められる。
3 内部連携性	★★★★☆／福祉人材確保・定着に関する調査や養成機関へのガイダンスを経営支援班と連携して実施、離職した介護人材の再就職準備金等について、求職者に広く周知するなど、福祉人材の確保に向け、部署間で連携し、効果的な事業実施に努めた。引き続き、他部署と連携し、効果的な取り組みにつなげていく必要がある。
4 波及性	★★★★☆／WEBやSNS等を積極的に活用し、就職活動に関する学生の意識調査など求職者の実態や創意工夫した各事業所の取組等を各事業所に広く周知するとともに、求職者に対しても福祉職場の魅力等を発信し、求人側、求職者側双方へ福祉人材の確保につながる発信を行った。福祉・介護人材確保対策推進協議会等により、オール岡山での福祉人材の確保・育成・定着に向けた協議や各種団体と連携した取組を進めている。
5 合目的性	★★★★★／福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれるなか、県内においても2035年には介護職員約4千人の不足が見込まれるなど、サービス提供の根幹である福祉人材の確保は喫緊の課題であり、現在の動向に合致している。
目標進捗状況と多角的評価を踏まえた総括	目標進捗状況と多角的評価を踏まえ、最終達成状況を「B」とする。 設定した目標に対し、実施回数を増やしたり、コロナ禍の中で特設サイトの活用やオンライン開催など新たな形態による実施も行ったが、目標の達成には至らなかった。就職総合フェアや無料職業紹介の取組だけでなく、学生のアルバイト事業や高校生のインターンシップ、小中学生への職場見学ツアーなど先を見据えた取組や裾野を広げる多様な層へ働きかけもあわせて行っているところであるが、不足が続く福祉人材の確保は福祉業界の喫緊の課題であり、各種取組を分析するとともに、福祉人材に関わる多様な機関と連携し、成果に結びつく効果的な取組を再考していく必要がある。

重点到達目標⑤ 「社会福祉法人等におけるキャリアパス構築支援」

	期待される効果	▶研修受講者がやりがいを持って福祉職場で働くことになり、福祉人材の育成・定着が図られる				
	目標（評価指標）	▶福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程修了者2,000名以上（全コース5か年）				
	目標実績	H30	R1	R2	R3	R4
	事業実績	248名	296名	0名	150名	168名
目標進捗率		▶43%（862名／2,000名）				
多角的評価項目		評価（4段階）／評価理由				
1 実行性		★★☆☆／4か年の事業達成率の平均は73%（83%）であり、コロナ禍での中止・参加定員減となった年度の研修を除き、各事業の執行は概ね達成できている。				
2 協働性		★★☆☆／コロナ禍により、指導者養成や経営協・種別協を通じた外部講師を依頼することが難しかった一方で、全国統一課程であるキャリアパス対応生涯研修課程に精通した中央の講師を招聘し、オンラインで開催するなど、県社協の強み・特性をある程度発揮することで、社会福祉法人等におけるキャリアパスの構築支援ができた。				
3 内部連携性		★★☆☆／各種別協担当者との連携により開催周知を図ることができた。コロナ禍においてオンラインによる実施も今後検討が必要となる中で、R3年度のオンライン実施の研修を活用した指導方法の共有や協議を指導講師を担う本会職員間で十分行うことができなかった。				
4 波及性		★★☆☆／実施した効果測定調査では、本過程の目的や意義を受講者と上司で共有し、研修受講後には受講者の変化や組織内の活性化の成果が見られるなど、受講した事業所に対してはキャリアパスの認識の向上や人材育成体制構築につながった。引き続き、法人・事業所内のキャリアパス・人材育成体制の構築に向け、本研修のみならず、関連する取組と連動し、広く必要性や理解促進を図っていくことが必要である。				
5 合目的性		★★★★／福祉人材の育成・定着のためには「労働環境・処遇の改善」に向けた取り組みとして、『将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパスの整備』が位置づけられており、引き続き、社会福祉法人等におけるキャリアパスの整備に向けた支援と意識啓発を行っていくことが必要である。				
目標進捗状況と多角的評価を踏まえた総括		目標進捗状況と多角的評価を踏まえ、最終達成状況を「C」とする。 R2年度はコロナ禍で中止、R3年度は集合型研修プログラムである本研修をオンライン型に切り替え、3コース開催したが、目標達成には至っていない。研修受講事業所への効果測定調査では特に初任者へ受講前の動機付けを行っている事業所が増加し、事業所内でのキャリアパス研修の認識の向上や、受講後に中堅職員以上の層の変化が事業所全体の活性化に影響を与えるなど、各階層における一定の研修成果は見られた。しかしながら、福祉人材の育成・定着においては、キャリアパスをはじめとした人材育成体制を各法人・事業所内で整備することが求められており、本研修の活用のみならず、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「すまいる宣言制度」など関連する取組と連動し、各法人・事業所へのキャリアパス構築の促進や支援を効果的に進めていくことが必要である。				

事業達成率一覧表

※「事業達成率」は、事業計画に基づく各事業について、実行性(70%)、計画性(10%)、効果性(20%)の3つの評価視点により評価し、到達目標毎に積み上げた割合を示しています。

経営方針1 組織「組織の実行力」

推進目標1. 法人経営・運営組織の機能強化	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 法人経営の機能強化	84	89	90	90	90	
〔到達目標〕 法人組織機能の充実	78	88	90	89	89	
〔到達目標〕 会員組織の充実	90	90	90	90	90	
推進項目② 管理体制の充実	88	90	88	90	90	
〔到達目標〕 組織体制の強化	90	90	90	90	90	
〔到達目標〕 経営・活動計画の進行管理・策定	90	90	90	90	90	
〔到達目標〕 広報・情報活動の強化	88	90	88	90	90	
〔到達目標〕 事業運営の透明性の確保	90	90	90	90	90	
〔到達目標〕 災害危機管理体制の充実	82	88	84	88	88	

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標1. 多様な主体の参画による福祉のまちづくりの基盤整備	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備	80	85	90	80	—	
〔到達目標〕 小地域（地区社協等）における生活支援活動の推進	80	85	90	80	—	
推進項目② ボランティア・市民活動の支援	90	85	85	90	85	
〔到達目標〕 ボランティア・NPO活動支援センター機能の充実に向けた支援	100	85	90	90	90	
〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた福祉教育の推進	80	85	80	90	80	
推進項目③ 県域における地域福祉推進体制づくりの支援	79	87	76(87)	84	82	
〔到達目標〕 社会福祉法人等による地域公益活動推進体制づくりの支援	88	90	88	83	83	
〔到達目標〕 多機関協働により制度の狭間の問題解決ができる人材の育成・支援	80	88	45(90)	90	83	
〔到達目標〕 地域における公益的な取組の普及啓発	70	70	80	80	80	
〔到達目標〕 地域共生社会の実現に向けた連携・協働の仕組みづくりの促進支援	—	100	90	—	—	
推進項目④ 災害福祉支援体制の構築	82	87	85	85	85	
〔到達目標〕 災害福祉支援に向けた関係機関・団体との連携・促進	70	90	90	90	90	
〔到達目標〕 災害派遣福祉チーム（DWAT）員の育成・支援	95	90	85	85	85	
〔到達目標〕 災害ボランティア活動の支援・体制づくり	80	80	80	80	80	

推進目標2. 地域を基盤とした総合相談・生活支援体制の整備・促進	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 地域における総合的な権利擁護体制の充実	90	90	88	90	90	
〔到達目標〕 日常生活自立支援事業の運営体制の充実	90	90	80	90	90	
〔到達目標〕 日常生活自立支援事業担当者等の資質向上	100	90	90	90	90	
〔到達目標〕 社協における法人後見事業の推進強化	80	90	100	90	90	
〔到達目標〕 権利擁護に係る総合相談機能の整備促進	90	90	80	90	90	
推進項目② 包括的な相談支援体制の整備	84	85	76(86)	75(85)	76(83)	
〔到達目標〕 市町村域における生活困窮者自立支援事業等の推進・強化	90	90	90	90	80	
〔到達目標〕 生活福祉資金貸付事業等を通じた相談・支援機能の充実	81	85	50(80)	53(84)	64(85)	
〔到達目標〕 多機関協働による総合相談・生活支援体制整備の促進・支援	81	79	87	81	84	
推進項目③ 触法高齢者・障害者の自立生活支援	90	90	70(84)	81	85	
〔到達目標〕 関係機関との連携による対象者の自立生活支援	93	90	83	77	90	
〔到達目標〕 触法高齢者・障害者の理解促進	87	90	57(85)	85	80	

※事業達成率の（ ）は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付支援業務の優先対応により中止した事業、または三密回避により中止した研修等を除いて算出した達成率です。

推進目標3. 社会福祉法人等における福祉サービスの質の向上	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 社会福祉法人等の経営支援の推進	74	78	83	84	86	
〔到達目標〕 社会福祉法人等の経営支援の推進	72	76	86	88	86	
〔到達目標〕 種別団体と連携した政策提言活動の支援	75	80	80	80	85	
推進項目② 福利厚生制度の充実	83	88	88	92	85	
〔到達目標〕 福利厚生制度の充実	83	88	88	92	85	
推進項目③ 福祉人材の確保の推進	82	80	78	85	85	
〔到達目標〕 人材確保の呼び戻しに向けた取組	77	77	80	83	83	
〔到達目標〕 福祉の仕事の理解促進	84	82	82	86	84	
〔到達目標〕 福祉人材の確保支援	84	82	72	86	87	
推進項目④ 福祉人材の育成・定着支援	83	81	59(80)	80(87)	86(90)	
〔到達目標〕 社会福祉法人等におけるキャリアパス構築支援	79	82	40(80)	89	90	
〔到達目標〕 福祉現場のニーズに合った人材育成	83	81	47(80)	75(89)	74(90)	
〔到達目標〕 資格取得に向けた支援	81	80	70(80)	76(88)	90	
〔到達目標〕 働きやすい職場づくりの支援	90	80	80	80	90	

経営方針3 人事・労務「人材の創造力」

推進目標1. 人事・労務管理体制の充実強化	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 組織性・専門性を有する人材の育成	90	90	90	90	90	
〔到達目標〕 事務局職員の資質向上	90	90	90	90	90	
推進項目② 職場環境の整備	88	90	90	90	90	
〔到達目標〕 雇用環境の充実	85	90	90	90	90	
〔到達目標〕 安全衛生管理体制の充実	90	90	90	90	90	

経営方針4 財務「経営の自立力」

推進目標1. 財政基盤及び管理体制の整備	H30達成率	R1達成率	R2達成率	R3達成率	R4達成率	備考
推進項目① 適正な財務管理の徹底	84	90	90	90	89	
〔到達目標〕 安定的な財政基盤の確立	83	90	90	90	88	
〔到達目標〕 会計基準省令に沿った適正な処理	85	90	90	90	90	

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付支援業務の優先対応により中止した事業、または三密回避により中止した研修等

●R2年度

企画書No.	事業名
2-1-3-2	コミュニティソーシャルワーク研修の開催(年1回)
2-2-2-2	生活福祉資金の適正な利用に向けた情報提供
2-2-2-2	滞納世帯の実態把握と適切な償還指導の実施
2-2-2-2	悪質滞納者に対する法的取組の実施
2-2-3-2	矯正施設見学会の実施(年2回)
2-3-4-1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催(初任者)(年2回)
2-3-4-1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催(中堅職員)(年2回)
2-3-4-1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催(チームリーダー)(年1回)
2-3-4-1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の開催(管理職員)(年1回)
2-3-4-2	接遇セミナーの開催(年1回)
2-3-4-2	接遇リーダー研修会の開催(年2回)
2-3-4-2	介護技術向上研修の開催(年3回)
2-3-4-2	介護職員指導技術研修の開催(年2回)
2-3-4-2	リスクマネジメント研修の開催【新任・総合】(年2回)
2-3-4-3	介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会の開催(年2回)

●R3年度

企画書No.	事業名
2-2-2-2-3	生活福祉資金の適正な運用に向けた情報提供
2-2-2-2-5	償還世帯の実態把握と適切な償還指導の実施
2-2-2-2-6	悪質滞納者に対する法的取組の実施
2-3-4-2-6	介護技術向上研修の開催(年2回)
2-3-4-2-7	介護職員指導技術研修の開催(年3回) ※ステップアップセミナーを含む
2-3-4-3-4	認知症介護実践研修(実践者研修)の開催(年2回)

●R4年度

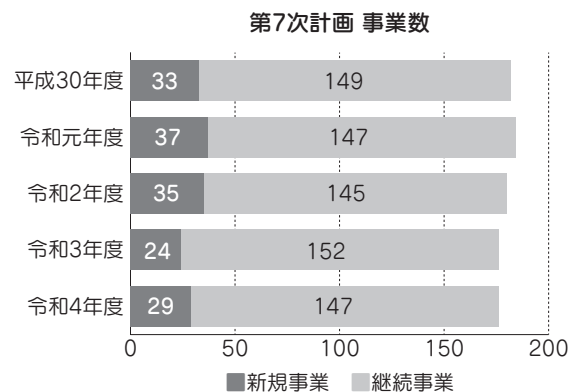
企画書No.	事業名
2-2-2-2-5	償還世帯の実態把握と適切な償還指導の実施
2-2-2-2-6	悪質滞納者に対する法的取組の実施
2-3-4-2-6	介護技術向上研修の開催(年2回)
2-3-4-2-7	介護職員指導技術研修の開催(年2回) ※ステップアップセミナーを含む

※事業達成率の()は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活福祉資金特例貸付支援業務の優先対応により中止した事業、または三密回避により中止した研修等を除いて算出した達成率です。

経営・活動計画に向けて変更した事業等について

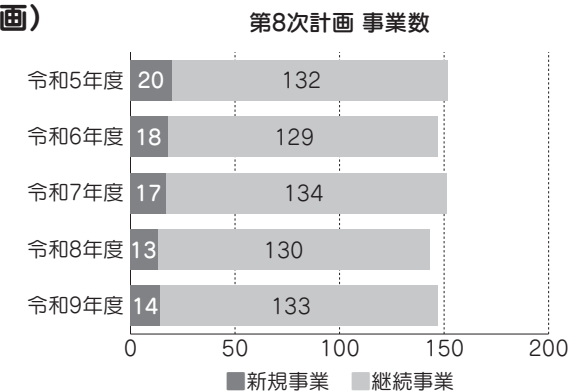
1. 実施事業・重点目標の推移（第7次経営・活動計画）

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総事業数	183	185	180	176	176
新規事業	33	37	35	24	29
継続事業	149	147	145	152	147
重点目標数	5				



2. 実施事業・重点的取組の推移（第8次経営・活動計画）

種 類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総事業数	152	147	151	143	147
新規事業	20	18	17	13	14
継続事業	132	129	134	130	133
重点的取組数	3				



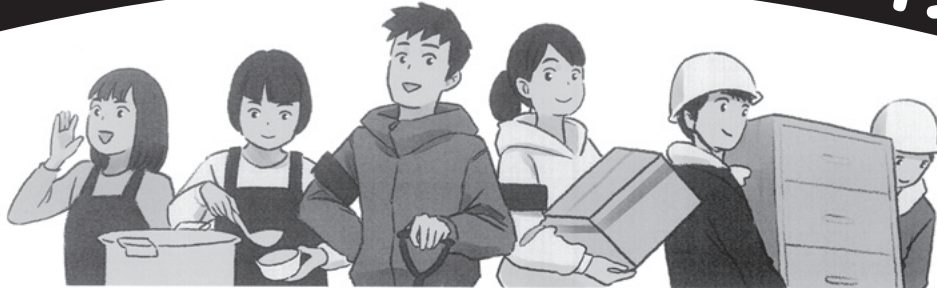
3. 第7次経営・活動計画にて達成・終了した事業

No	達成状況	管理番号	事業名	事業内容	理由
1	A	1-1-2-2-1	第7次経営・活動計画の進行管理	PDCAサイクルに基づく、計画の推進・進行管理を行うことで、実行性のある組織運営や着実な事業推進が図られる。また、計画的・定期的な協議の場を設け、役割分担を行うことにより、職場全体のPDCAサイクルへの参画意識・当事者意識を高めることができるとともに、特に中堅職員の資質向上と意識改革を図ることができる。	第7次計画の進行管理を行い、所期目標を達成した。第8次計画においても着実な事業推進に向けて進行管理を行う。
2	A	1-1-2-2-2	第7次経営・活動計画の評価(中間・最終)並びに第8次経営・活動計画の策定	R4年度は第7次計画の最終年次にあたり、5年間の達成状況を踏まえ最終評価を行ったうえで、R5年度から第8次計画に反映させる。	第7次計画の最終評価を行うとともに、第8次計画の策定を行い、所期目標を達成した。第8次計画においてもPDCAサイクルに進行管理を行っていく。
3	A	1-1-2-4-1	法人経営情報の公表	法人の経営情報を事務所内で閲覧可能にする他、ホームページにて公表する。また、財務諸表等電子開示システムにて所轄庁へ提出する。	社会福祉法人の経営情報については、WEB上での公表や所轄庁への提出が義務付けられており、当然すべきこととして通常業務の中で今後も継続して行う。
4	A	2-1-1-1-1	地域福祉推進部門強化・充実事業(地区社協・福祉委員活動)の実施	福祉委員活動、地区社協活動について、社協指定し企画段階から個別に関わる中で技術的支援並びに経費の一部助成を行う。	地区社協・福祉委員は8割の市町村社協で設置される等、助成事業として一定の効果を果たした。今後は総合的な市町村社協支援の中で活動の質の向上を図る。
5	A	2-1-1-1-2	生活支援コーディネーター情報交換会の開催	市町村社協の生活支援コーディネーターを中心に各々の課題に対する情報交換・研修により、市町村間の情報共有・連携を図る。	市町村社協の生活支援コーディネーター同士のつながりやネットワークづくりを促進し所期の目標を達成できた。
6	A	2-1-1-1-3	小地域(地区社協等)における生活支援活動の推進	各市町村の取組みの共有や連携のあり方、課題を出し合い情報交換することにより、小地域における生活支援活動の推進を図る。	これまでの取組について内容や方法を見直す時にある。社協の根幹であることを地域福祉推進の各事業を通じて啓発するとともに、各アクションプラン等の分析を踏まえ、個別に推進支援していく。

No	達成状況	管理番号	事業名	事業内容	理由
7	A	2-1-2-2-1	福祉教育のあり方検討会の開催	効果的な福祉教育プログラムの展開に向けて、社協、教育機関、福祉施設、NPO等多様な主体の参画のもと協議・検討する。	効果的なプログラム検討とともに当事者や実践者等との新たな関係性構築もでき、所期の目標を達成できた。
8	S	2-1-3-1-1	市町村域の社会福祉法人ネットワークづくり助成事業の実施	社会福祉法人による地域公益活動におけるネットワークのプラットフォームとなる市町村社協では準備段階や設立当初の運営・事業費の確保が課題となるため、その一部経費を助成することで、市町村域での社会福祉法人ネットワークづくりの促進を図る。	所期目標を超え22市町村で連携・協働の場が設置された。今後も未設置の市町村においては、市町村社協の総合支援の一環において働きかけを行い、設置促進を図る。
9	B	2-1-3-3-1	地域における公益的な取組の情報発信	地域における公益的な取組について県内社会福祉法人の制度理解・意識喚起を図るとともに、社会福祉法人の役割や存在意義を示し認知・評価を高めるため、ホームページや事例集の発行等により情報発信を行う。	地域公益活動推進センター終了に伴い、ホームページを閉鎖する。本会ホームページに市町村域ネットワーク等の情報を一部移行するとともに、本会機関紙を活用し県内の先進事例を発信する。
10	A	2-1-4-3-1	災害ボランティアセンター設置演習に対する企画支援の実施	災害ボランティアセンター設置演習の実施支援を通じ、各市町村社協の災害ボランティアセンターにおける協働の仕組み、ネットワークづくりを推進する。	災害ボランティアセンター設置演習の実施社協は5力年で18社協となり、所期目標を達成した。今後は、新たな視点をふまえた災害支援展開ができる協働の仕組み構築に向けた支援プログラムを検討・実施する。
11	B	2-2-2-3-3	被災者見守り・相談支援事業実施センター等への支援	平成30年7月豪雨災害による被災者見守り相談支援事業実施センター等に対し、市町村・関係機関からの相談対応及び情報提供、市町村等と連携した生活再建の支援、関係行政機関・団体等との連携等の支援を行う(岡山県くらし復興サポートセンター)。	被災者見守り・相談支援事業実施センター対象世帯が概ね恒久住宅へ移住が完了したため所期目標を達成し委託事業終了。経験・関係を生かし、市町村域における災害時福祉支援活動の推進、および包括的支援体制の構築支援に取り組む。
12	B	2-2-2-3-5	被災者見守り・相談支援関係機関等会議の企画・開催	被災者の生活再建に向けた市町村における相談支援活動が円滑に行えるよう、生活支援相談員等と関わる多分野多業種の支援者が、支援体制や方策及び必要な仕組みを検討する。	委託事業終了による。経験・関係を生かし、市町村域における災害時福祉支援活動の推進、および包括的支援体制の構築支援に取り組む。
13	B	2-2-2-3-6	被災者支援における専門職・アドバイザー等の派遣	市町村の相談員だけでは解決や支援が難しい専門的課題に関して専門職等を派遣し技術的助言・指導等を行うことによって、災害ケースマネジメントを実効的にし、被災者一人ひとりに寄り添った支援を展開する。	委託事業終了による。関係を維持し、必要な時に市町村への支援につなぐことができるよう支援機関・団体との相互・共通理解を図るネットワーク構築に向けた会議へ展開する。
14	B	2-2-2-3-7	被災者支援に関する普及啓発	県民や関係機関・団体に被災後の人々の生活状況や被災地の取り組みを広報することによって、社会的孤立や生活課題に関する理解や認識の深化を図る。	委託事業終了による。防災や災害支援に関する必要な情報や取組事例を、既存事業を活用し紹介し意識醸成、普及啓発を行う。
15	B	2-3-4-2-2	接遇リーダー研修会の開催	職場リーダーが接遇の重要性を認識し、適切な技術を身につけ、各部署・チーム単位で指導できる接遇リーダーを育成する。	職場におけるチームリーダーの役割は大きく、新たなテーマも取り入れつつ、研修内容の見直しを行ったため。
16	B	2-3-4-2-6	介護技術向上研修の開催	各施設の介護職員に対し、階層に応じた介護技術を学ぶ。	各施設では動画を活用した介護実技研修の普及や施設内での有資格者も増加し、新任職員等への指導体制の構築が進んだため。
17	B	2-3-4-2-7	介護職員指導技術研修の開催	各施設での介護技術の研修を行えるよう、研修指導者を養成する。	各施設では動画を活用した介護実技研修の普及や施設内での有資格者も増加し、新任職員等への指導体制の構築が進んだため。
18	B	2-3-4-3-8	認知症介護基礎研修の開催	認知症介護に関する正しい理解とケアの実践方法の基礎を学ぶ。(実施方法:集合研修とeラーニングあり)【県委託事業】	次年度からはeラーニング受講のみとなり、他の専門研修実施機関による実施となったため。
19	A	3-1-2-1-1	適正な雇用管理	給料表の見直しや職員採用及び人員配置調整を行い、職員の雇用環境を充実させる。	法人として継続して行う内容ではあるが、給与表や人員調整については職員が事業企画することは難しいため、実態に合わせて福利厚生面等における雇用環境の充実等を企画していく。
20	A	4-1-1-1-4	種別協・団体の事務受託金の適正化検証	受託契約により種別協議会・団体の事務を請負っている。事務負担量に見合った受託金額になるよう検討した。	それぞれの団体と受託金負担割合の協議については適宜対応は行っていくが、事業計画書としては終了することとする。
21	その他	5-1-1-1-32	岡山県地域公益活動推進センターの事務運営	社会福祉法人による地域における公益的な取組について、県内における取組展開を図っていく推進母体として設置し主体的な取組を広げるとともに、地域に対してその取組を積極的に発信していくセンターの事務運営を行う。	市町村域における社会福祉法人ネットワーク設置の所期目標を達成し、また県内の社会福祉法人施設における地域公益活動の取組実施が40%から80%へ増加したことから、県域におけるセンターとしての役割は一定達成できた。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償 プラン	特定感染症 重点プラン
保険金の種類				
ケガの 補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラから(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和5年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応		
身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用		
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
 - 休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)

会員・賛助会員の募集

岡山県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人です。

少子・高齢化の進行や契約制度による福祉サービスの利用など、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、地域の地域福祉を推進する民間団体として、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるような「福祉のまちづくり」を目指し、県民をはじめ関係者と協働して活動を行っています。本会の趣旨にご賛同いただき、会員としてご支援・ご協力をお願いします。

<会員憲章>

本会会員が遵守すべき行動規範を次のとおり定めています。

1. 人権尊重

すべての人は平等であり、尊厳ある存在であることを深く認識するとともに、その自己実現に向けて自己選択と自己決定を最大限尊重し、公共的・公益的な精神のもと積極的に事業活動に取り組めます。

2. 法令遵守

地域社会からの信頼を得て、安定的・継続的に事業活動を推進するため、法令や社会的ルールを遵守します。

3. 連携・協働

地域の福祉課題の解決に向けて、自己研鑽に努め、自らの役割を積極的に果たすとともに、多様な関係者との連携・協働を図ります。

<会員特典>

会員の皆様へ様々な特典（サービス）を用意しています。

なお、会員特典（サービス）の利用にあたっては、利用制限等がありますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

福利厚生制度への加入

本会が実施する退職共済制度や互助制度（各種慶弔給付等）にご加入いただけます。

- 岡山県民間社会福祉従事者共済制度 岡山県民間社会福祉従事者育成制度

研修参加費の割引

各種研修会やセミナー等を会員価格でご利用いただけます。（一部研修会等を除く）

- 福祉職員生涯研修 接遇研修会他

購入図書等の無料送付（★賛助会員も利用可能）

本会が販売する図書等の送料及び郵便局からの払込手数料は、無料となります。

- 福祉図書 保育所帳簿 福祉手帳 他

<お問い合わせ先>

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 総務企画部

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階

TEL：086-226-2822 FAX：086-227-3566

http://www.fukushiokayama.or.jp/about/collect_member/

（↑会員・賛助会員募集ホームページ）





第8次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画

おかやまほっとプラン

詳細版

作成日：令和5年3月

作成者：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館
「きらめきプラザ」内
TEL：086-226-2822 FAX：086-227-3566
<http://www.fukushiokayama.or.jp/>

